

J F A

「デジタル技術を活用した酒類・たばこ年齢確認ガイドライン」

(案)

今後、有識者を含めた意見交換を 2023 年 1 月末までに 2 回実施予定。その後、意見を反映のうえ、日本フランチャイズチェーン協会よりリリースする方向で調整中です。

202●年●月



一般社団法人

日本フランチャイズチェーン協会

## 目次

1. はじめに
2. 本ガイドラインの位置づけ
3. 本ガイドラインの対象範囲
4. デジタル技術を活用した年齢確認方法の基本的な考え方
5. 年齢識別装置を有する条件
6. その他の年齢確認方法（カメラ越しの遠隔での年齢確認）
7. デジタル技術を活用した年齢確認を適用しても問題となりうるケース等
8. おわりに

## 1. はじめに

現状、コンビニエンスストア（以下、コンビニという）各社においては、加盟店オーナーの経営及び負担軽減のため、セルフレジ導入等、テクノロジーによる省人化の施策を行っているが、実現にあたってはいくつか課題が存在している。その1つが、酒類・たばこの販売時に購入者が20歳未満かどうかの年齢確認である。<sup>1</sup>現状は、セルフレジ利用時の際に、従業員が対面で年齢確認を行うといった対応がなされているが、デジタル技術を活用した年齢確認方法については関係省庁が発行するようなルールが存在しない。そこで、2022年3月に公表された経済産業省の報告書<sup>2</sup>を踏まえ、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会（以下、JFA）のCVS部会の下に「酒類・たばこの年齢確認に関するデジタル認証検討会」を設置した。デジタル技術を活用した年齢確認方法について検討し、有識者による意見交換を行ったのち（P11 参照）※今後、実施予定。※、業界ガイドラインとして本書を公表するものである。

本ガイドラインについては、政府や行政の検討結果等を踏まえつつ、今後も見直しが行われる場合があるため、ご留意頂ければ幸いである。

## 2. 本ガイドラインの位置づけ

酒類・たばこの販売を行う場合には、「20歳未満の者の飲酒の禁止に関する法律」及び「20歳未満の者の喫煙の禁止に関する法律」に基づき販売する必要がある。デジタル技術を活用した年齢確認方法において販売規制の中で、特に考慮するポイントは以下の2点である。

### （1）年齢確認その他の必要な措置

20歳未満の者の喫煙の禁止に関する法律第4条では、たばこの販売者に対して、20歳未満の者への販売を防止するため、「年齢確認その他の必要な措置を講ずるもの」とされている。必ずしも販売防止の措置は年齢確認に限られず、また年齢確認を行う場合であっても、確認方法は限定されていない（20歳未満の者の飲酒の禁止に関する法律も同様）。また、同条の違反に対して、直接的に、罰則を科す規定はない。しかし、販売者が「年齢確認その他の必要な措置を講じていたか」が、故意の認定にあたり考慮された裁判例も存在する。<sup>3</sup>

### （2）販売者への罰則

20歳未満の者の喫煙の禁止に関する法律第5条では、販売者への罰則が規定されており、当該20歳未満の者が自用に供することを販売者が知っていたこと、が構成要件とされている（20歳未満の者の飲酒の禁止に関する法律も同様）。ここで、セルフレジを用いてデジタル技術を活用した年齢確認を実施し酒類・たばこの販売を行った場合、直接的には、機器により販売していることから、販売者は、20歳未満の者の自用に供することを知りえず、構成要件に該当する可能性が全くなくなるのではないかと、との疑問が生じる。この点、自動販売機が普及しはじめた当時、同様の問題が指摘されており、政府見解としても、極めてまれなケースのみ、知情性が満たされるとしている。<sup>4</sup>しかしながら、裁判例上、事実認定の問題として、コンビニで酒類・たばこを

<sup>1</sup> JFAにて2021年に実施されたコンビニ加盟店向けアンケートによると「酒類・たばこを販売する際に身分証明書の提示やタッチパネル押下の協力を求めてトラブルになったことはありますか?」という質問に対して、「トラブルがあった」と回答した店舗数は酒類・たばこともに2割を超えている。[https://ss.jfa-fc.or.jp/folder/top/img/n\\_20220517112157yb2tsksvrmwk35gq.pdf](https://ss.jfa-fc.or.jp/folder/top/img/n_20220517112157yb2tsksvrmwk35gq.pdf)

<sup>2</sup> 令和2年度「流通・物流の効率化・付加価値創出に係る基盤構築事業（省力化店舗実現可能性検討事業）」報告書（令和3年3月29日公表）：[https://www.meti.go.jp/meti\\_lib/report/2020FY/000513.pdf](https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2020FY/000513.pdf)

<sup>3</sup> 高松高裁平成27年9月15日判例集未掲載（平成26年（う）第266号）。評釈として、田岡直博「一番で両罰規定の免責立証が認められ、二審で未成年者性の認識が否定された事例」刑事弁護レポート87号110頁

<sup>4</sup> この場合の「知情性が満たされる」というのは、20歳未満の者が自用に供することを知っていることである。政府見解については令和2年度「流通・物流の効率化・付加価値創出に係る基盤構築事業（省力化店舗実現可能性検討事業）」報告書（令和3年3月29日公表）のP41参照 [https://www.meti.go.jp/meti\\_lib/report/2020FY/000513.pdf](https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2020FY/000513.pdf)

20 歳未満の者が購入しているのであれば、社会通念上、それは当然に自用に供する、とされる可能性があり得るため、実務上、罰則が適用される余地が全くなくなると考えるのはリスクがある。

**上記を踏まえ、本ガイドラインは、デジタル技術を活用した年齢確認方法を整理した上で、過去の行政ルールを参考に、必要とされる年齢確認手法とその保証レベルについて、一定の基準を示し、それでも残りうる罰則リスクを想定して提示し注意喚起を行うことで、小売業界におけるデジタル技術を活用した年齢確認を少しでも後押しするものである。**

### 3. 本ガイドラインの対象範囲

本ガイドラインの対象範囲は、以下の通りである。

- (1) 購入商品：酒類・たばこのみ対象。toto 等のくじや成人向け雑誌<sup>5</sup>は対象としない。
- (2) 販売方法：お客様が従業員を介さず、店頭で購入できる方法。具体的には各社で導入されているセルフレジ、一部コンビニで実装されている Amazon Go に類似するケース、一部コンビニで実装されている携帯電話にてスキャンし決済するスマホレジのような販売方法を含んでいる。他方、自動販売機による販売<sup>6</sup>及びインターネット販売<sup>7</sup>については、既存のルールが存在するため、本ガイドラインでは対象としない。
- (3) 店内の従業員の有無：店内のどこかに従業員がいるケースを想定している。具体的には売り場に従業員がいる、もしくは、バックヤードに従業員がいるという状況である。

### 4. デジタル技術を活用した年齢確認方法の基本的な考え方

これまで対面で実施していた酒類・たばこの販売時の年齢確認方法に代わって、昨今では、公的身分証明書の券面や IC チップの読取認証、顔認証、ID 連携等による第三者の認証基盤による認証等、デジタル技術を活用し年齢確認を行う方法が技術的にも可能となってきた。

本ガイドラインでは、それらのデジタル技術を活用した年齢確認方法を、①身元確認と②本人認証<sup>8</sup>に分け、それぞれのレベルを評価し、整理していく。①身元確認とは手続の利用者の氏名等を確認するプロセスのことであり、この確認プロセスは、一般的には、個人の場合、氏名、住所、生年月日、性別について、当該情報を証明する書類の提示を求める等により実施される。本ガイドラインにおける身元確認とは、主に「酒類・たばこの購入のために 20 歳未満か 20 歳以上かを確認すること」となる。②本人認証とは、ある行為の「実行主体」と、当該主体が主張する「身元識別情報」との同一性を検証することによって、「実行主体」が身元識別情報にあらかじめ関連付けられた人物（あるいは装置）であることの信用を確立するプロセスのことである。つまり、言い換えると、その時その場所において作業をしているのが本人であることを確認する作業である。

<sup>5</sup> J F A では、各都道府県の個別指定図書類及び表示図書類（識別マーク雑誌等）以外のグレーゾーンの雑誌について、「成人向け雑誌」と呼称。

<sup>6</sup> 「年齢識別自動販売機の導入を製造たばこの小売販売業等の許可の条件とすることについて」（財 理 第 1497 号平成 20 年 4 月 10 日）  
[https://www.mof.go.jp/policy/tab\\_salt/topics/jouken20220401.pdf](https://www.mof.go.jp/policy/tab_salt/topics/jouken20220401.pdf)

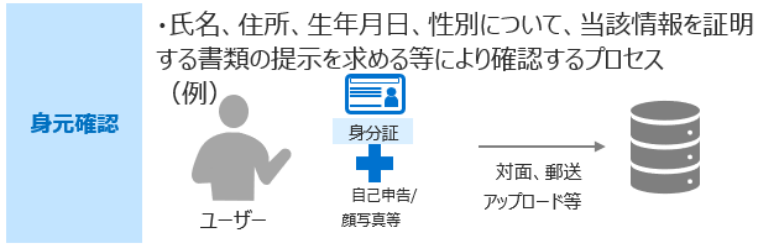
自動販売機・20 歳未満の者の飲酒問題 <https://www.nta.go.jp/taxes/sake/qa/13/52.htm>

<sup>7</sup> 「インターネット等の通信販売により製造たばこを販売する場合の年齢確認等について」（財 理 第 3807 号平成 22 年 9 月 9 日）  
[https://www.mof.go.jp/policy/tab\\_salt/topics/internettsuutatsu.pdf](https://www.mof.go.jp/policy/tab_salt/topics/internettsuutatsu.pdf)

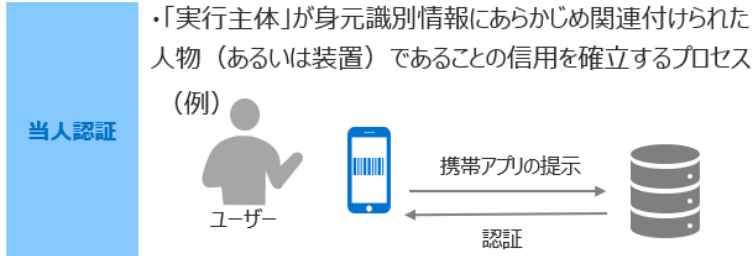
<sup>8</sup> 「身元確認」と「本人認証」の定義については、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」より参照（内閣官房 平成 31 年 2 月 25 日）

## 身元確認・本人認証とはなにか

## レベル区分



身元確認保証レベル	レベルの定義
レベル3 (IAL3)	身元識別情報が特定された担当者の対面で確認され、身元確認の信用度が非常に高い。
レベル2 (IAL2)	身元識別情報が遠隔又は対面で確認され、身元確認の信用度が相当程度ある。
レベル1 (IAL1)	身元識別情報が確認される必要がなく、身元確認の信用度がほとんどない。身元識別情報は、自己表明若しくは自己表明相当である。



本人認証保証レベル	レベルの定義
レベル3 (AAL3)	認証要求者が身元識別情報と紐付けられており、認証情報の3要素のうち、耐タンパ性を有するハードウェアを含む複数要素を使うことにより、本人認証の信用度が非常に高い。
レベル2 (AAL2)	認証要求者が身元識別情報と紐付けられており、認証情報の3要素のうち、複数要素を使うことにより、本人認証の信用度が相当程度ある。
レベル1 (AAL1)	認証要求者が身元識別情報と紐付けられており、認証情報の3要素のうち、単要素若しくは複数要素を使うことにより、本人認証の信用度がある程度ある。

1) 認証要素は「生体」(顔・指紋等)・「所持」(マイナンバーカードや携帯等)・「知識」(パスワード等)に分かれる

2) マイナンバーカード等、内部の情報に対する不正な読取が困難である物理装置

※「行政手続きにおけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」(2019年2月CIO連絡会議決定)の定義・レベル区分をJFAにて図式化したもの

また、現在、酒類・たばこの販売において、デジタルでの年齢確認方法に類似するケースとしては、自動販売機での年齢確認の判定方法がある。具体的には、たばこの自動販売機については、「年齢識別装置を装備したたばこ自動販売機」に該当すると判定したたばこ自動販売機・年齢識別装置の機種一覧<sup>9</sup>として公表されており、財務省「財政制度等審議会 たばこ事業等分科会」において各方式について年齢識別を有するかどうかの判定がされている。また、酒類の自動販売機については、「運転免許証等により年齢確認が可能な改良型酒類自動販売機以外の酒類自動販売機は設置しないこと」と定められている<sup>10</sup>。

酒類・たばこの自動販売機において年齢識別装置として認められている年齢確認方法の身元確認レベル・本人認証レベルは次のページの通りである。

<sup>9</sup> 「年齢識別装置を装備したたばこ自動販売機」に該当すると判定したたばこ自動販売機・年齢識別装置の機種一覧 [https://www.mof.go.jp/policy/tab\\_salt/topics/kisyu20220401.pdf](https://www.mof.go.jp/policy/tab_salt/topics/kisyu20220401.pdf)

<sup>10</sup> 自動販売機・20歳未満の者の飲酒問題 <https://www.nta.go.jp/taxes/sake/qa/13/52.htm>

当人認証保証レベル

		レベル1	レベル2	レベル3	その都度 身元確認を実施するケース
身元確認保証レベル		単要素認証	2要素認証	2要素認証+耐タンパ性	
	レベル3 対面確認	初回対面で年齢確認と顔登録を行い、顔認証する方式 (当人認証保証レベルは1相当)	マイナンバーカードのスマホ搭載を活用し、アプリで認証する方式 (初回PKIにアクセスし年齢確認を行い、アプリに生体照合を設定するケース)		
	レベル2 郵送・リモート確認	taspoカード方式	eKYCで年齢確認を行い、アプリで認証する方式 (アプリに生体照合を設定するケース)		公的身分証明書の読取方式
	レベル1 自己申告	一般的なポイントカード			

※「行政手続きにおけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」（2019年2月CIO連絡会議決定）の定義・レベル区分をもとに、民間事業者の本人ガイドラインを参考に、JFAにて図式化したもの

上記を踏まえ、本ガイドラインにおいてデジタルでの年齢確認を行う際には、「身元確認レベル 2 以上、かつ、当人認証を行う場合は当人認証レベル 1 以上」の年齢確認方法を適切なケースとして定め、酒類・たばこの自動販売機の年齢識別装置の判定方式を参照し、各ケースの条件を定めることとする。

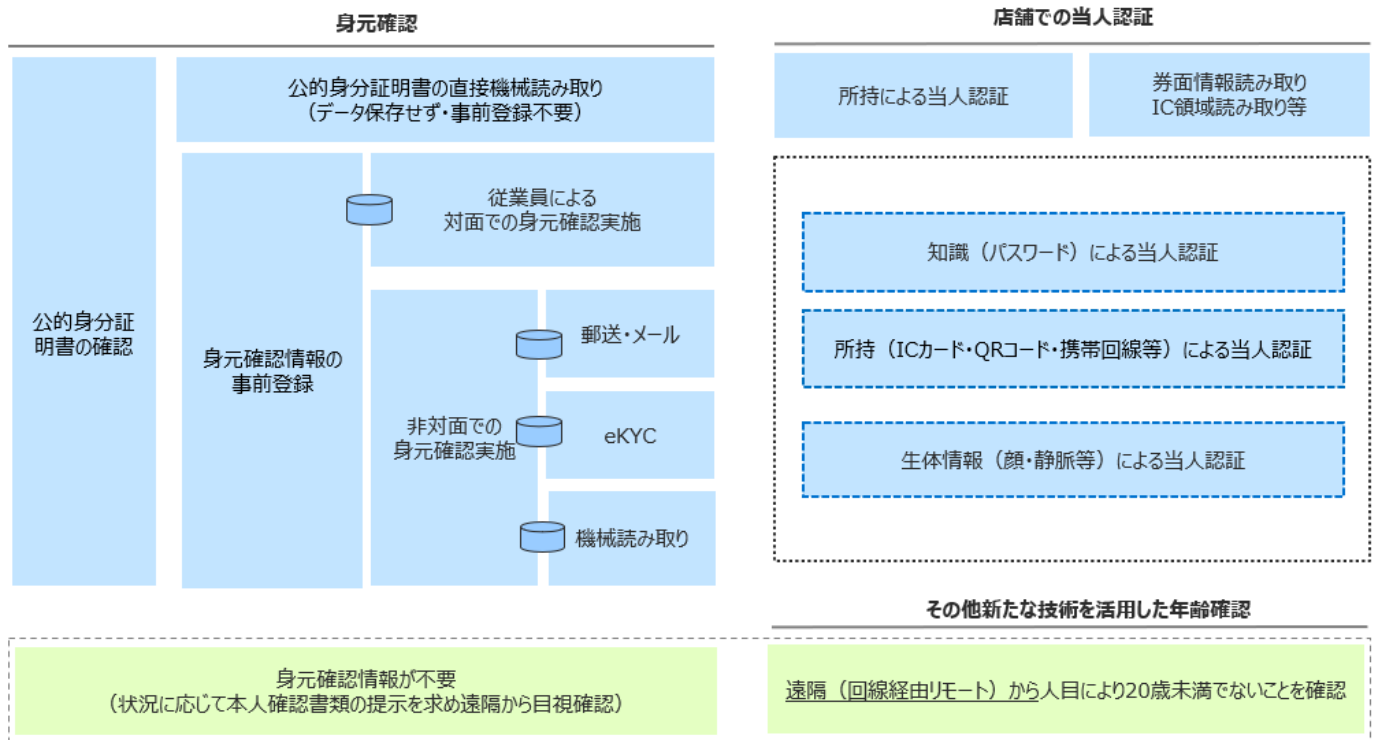
## 5. 年齢識別装置を有するといえる条件

### 1. デジタル技術を活用した年齢確認方法の分類の仕方

運転免許証やマイナンバーカード等の公的身分証明書を利用し年齢確認を実施するケースとしては、大きく分けると2つに分類される。1つ目は、公的身分証明書そのものを何か機器に差し込み、生年月日から年齢を確認するようなケース。もう一つは、事前に公的身分証明書を対面での確認や郵送等によって身元確認したあと、携帯電話や生体認証等で当人認証するようなケースである。

すでに、たばこ自動販売機で許可されているマイナンバーカード・運転免許証読取方式は前者に類似するケース、taspo カード<sup>11</sup>方式は後者に類似するケースとして区分される。今回、財務省の「「年齢識別装置を装備したたばこ自動販売機」に該当することを確認するための判定基準」をベースに、次のページの通り、「年齢識別を有するといえる条件」を整理した。

<sup>11</sup> taspo は 2026 年 3 月をもってサービス終了することを公表している。 <https://www.taspo.jp/TspEndNotice.html>



### （１）公的身分証明書の読取方式

公的身分証明書そのものを何か機器に差し込み、生年月日から年齢を確認するような方法の条件は以下となる。

#### ■ 年齢識別装置を有するといえる条件

- ・公的身分証明書（携帯電話に搭載された場合も含む）を券面情報読取、ICリーダー読取、PINコード入力等により生年月日を確認し、満年齢を判定することにより、確実に年齢識別が行われること
- ・第三者への貸与及び譲渡の可能性が乏しいと想定される公的身分証明書の読取であること
- ・採用する公的身分証明書読取機器やソフトウェアについて、失効や偽造を受け付けられないような措置がほどこされていること
- ・読取機器の機能が維持できない、公的身分証明書の汚損等により有効性が確認できない、その他、不正が疑われるエラーが検知された場合には、酒類・たばこの購入手続きができない仕様とすること

### （２）事前に身元確認を行い、本人認証を実施する方式

事前に公的身分証明書を対面での確認や郵送等によって身元確認したあと、携帯電話や生体認証等で本人認証するような方法の条件は以下となる。

#### ■ 年齢識別装置を有するといえる条件

##### A. 身元確認について

初回登録時に公的身分証明書にて年齢を確認・判定されていること。具体的には以下の通り。

- ① 従業員による対面での身元確認：公的身分証明書にて本人確認・年齢確認を行っていること
- ② 郵送・メールでの身元確認：カード発行時に書面により本人確認と年齢確認が行われていること
- ③ eKYC：オンラインで完結可能な本人確認の手法等で年齢確認が行われていること<sup>12</sup>
- ④ 機械による読取での身元確認：公的身分証明書の読取による年齢確認の基準に準ずる

<sup>12</sup> 例えば、犯罪収益移転防止法のホ方式、ヘ方式、ワ方式が考えられる。参考：<https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kakunin-qa/2.pdf>

## B. 本人認証

### (共通事項)

- ・その方式で認証する場合には、認証が確実に行われていること
- ・知識による本人認証（パスワード）のみの認証となっていないこと<sup>13</sup>
- ・読取機器の機能が維持できない、有効性が確認できない、その他、不正が疑われるエラーが検知された場合には、酒類・たばこの購入手続きができない仕様とすること

#### ①カードの場合

- ・ICカードであり、偽造は困難であること
- ・カードに顔写真を印刷することにより、所有者本人への帰属性を高め、必要時の本人確認を容易にしていること
- ・第三者へのカードの貸与及び譲渡を利用規約で禁止し、違反が判明した場合には利用を停止の措置ができること
- ・カード紛失等の場合、通報により当該カード使用を停止すること

#### ②携帯電話（アプリ等）の場合

- ・偽造や不正等が困難となっている仕様であること（例えば、本人認証するJANコードやQRコードに有効期限を設定し、転々流通を防いでいること等の対策がとられていること）
- ・第三者への携帯電話（アプリ等）の貸与及び譲渡を利用規約で禁止し、違反が判明した場合には利用を停止の措置ができること
- ・携帯電話が紛失等の場合、通報により当該アプリの使用を停止すること

#### ③生体情報（顔・静脈等）の場合

- ・技術精度については、当該生体技術の技術精度について一定の精度が担保されていること（米国国立標準技術研究所（NIST）等の第三者機関における精度に関する評価結果・基準やISO国際基準等を参考に説明できること）。
- ・偽造や不正等が困難となっている仕様であること（例えば、顔照合の場合、顔写真の照合ではエラーとなる等の対策がとられていること）
- ・違反が判明した場合には利用を停止の措置ができること
- ・通報により生体情報の使用を停止すること

---

<sup>13</sup> 平成20年6月30日に開催された財政制度等審議会 たばこ事業等分科会(第13回)にて暗証番号4桁による年齢識別は認められなかった経緯があるため、本ガイドラインでは暗証番号のみの本人認証を対象外とした。

[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1368905/www.mof.go.jp/about\\_mof/councils/fiscal\\_system\\_council/sub-of\\_tobacco/proceedings/material/tabakoa200630\\_c.pdf](https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1368905/www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_tobacco/proceedings/material/tabakoa200630_c.pdf)



## 2. 年齢確認方法のケースとレベル

上記を踏まえ、主な年齢確認方法と保証レベルを整理すると以下の通りである。年齢識別装置を有すると言える条件を満たしている方法はこの限りではないが、年齢確認手法の参考とされたい。

	taspoカード方式	初回対面で年齢確認と顔登録を行い、顔認証する方式	eKYCで年齢確認を行い、アプリで認証する方式 (アプリに生体認証を設定するケース)	マイナンバーカードのスマホ搭載を活用し、アプリで認証する方式 (初回JPKIにアクセスし年齢確認を行い、アプリに生体照合を設定するケース)	公的身分証明書 読取方式
利用イメージ					
身元確認	レベル2	レベル3	レベル2	レベル3	レベル2 <sup>(1)</sup>
本人認証	レベル1 (所持)	レベル1相当 (生体)	レベル2 (所持・知識or生体)	レベル2 (所持・知識or生体)	対象外 (その都度 身元確認)

(1) 公的身分証明書の顔写真と容貌との一致確認をしている場合には、身元確認レベル3と考えられる。

将来的には、マイナンバーカードのスマートフォン搭載が進めば右図のような方法も検討できる。具体的には、身元確認については、マイナンバーカードのスマートフォン搭載を利用して、PINコードを入力することで生年月日を確認することが可能となる（身元確認レベル3）。また、本人認証については、携帯電話アプリ内のJANコードやQRコード呼び出さす際に生体認証を行い提示する方法（本人認証レベル2）が考えられる。



今後、マイナンバーカードのスマートフォン搭載の普及に伴い、選択肢の一つとなる年齢確認方法であろう。

## 6. その他の年齢確認方法（カメラ越しの遠隔での年齢確認）

昨今のカメラ技術の向上に伴い、対面で接していると同程度状況のカメラ越しで確認することが可能である。そのため、カメラ越しの遠隔での年齢確認についても、対面確認の延長として説明できる。

また、カメラ越しにて公的身分証明書を確認することで、身元確認が実施できる（レベル2以上）。お客様の状況に応じ、そのような運用を加えることで、より確実な年齢確認が期待できる。



## 7. デジタル技術を活用した年齢確認を適用しても問題となりうるケース等

前述したデジタルでの年齢確認を実施していたとしても、20歳未満者の飲酒・喫煙が発生した際に従業員・事業主が問題とされる可能性は残りうる。対象の法律は、「当該20歳未満の者が自用に供することを販売者が知っていたこと」が罰則の構成要件となるため、過去の例から想定できるものとしては、以下の具体例等がある。

- ・高校の制服を着ている者が、他人から借りた公的身分証明書等を利用して酒類・たばこをセルフレジで購入している姿を見たと関わらず、購入を止めないケース
- ・従業員が20歳未満者と知っているにも関わらず、他人から借りた公的身分証明書等を利用して酒類・たばこをセルフレジで購入したことを当該従業員が購入を止めないケース
- ・年齢識別に必要なICカードや携帯電話等を誰でも貸し出せるような形で提供しているケース

デジタル技術を活用した年齢確認を実施する際には、このようなケースが問題視される可能性があることを従業員に注意喚起し、20歳未満者の飲酒・喫煙を未然に防止するよう働きかけることは重要である。また、身元確認や本人認証のレベルに頼らず、個々の事業者の状況に応じて年齢確認の実効性が担保されるよう、適切な措置を講じることが望ましい。<sup>14</sup>

また、安全管理措置や個人情報保護の観点については、主な年齢確認方法について事業者が配慮すべき事項と対策が掲載されている、令和2年度に経済産業省で検討された報告書を参照することで、問題発生を未然に防ぐことができるであろう。

「令和2年度「流通・物流の効率化・付加価値創出に係る基盤構築事業（省力化店舗実現可能性検討事業）」報告書」（令和3年3月29日公表）

[https://www.meti.go.jp/meti\\_lib/report/2020FY/000513.pdf](https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2020FY/000513.pdf)

## 8. おわりに

今後、引き続いて予想される人手不足、人件費、原油高の高騰等の運営コストの上昇といった変動が生じている中で、どの業界でも省人化の検討は待たなしである。そのような、社会環境の変化により小売・飲食のセルフレジ化は進む一方であり、顧客の購買心理の変化（コロナ禍による非接触や利便性追求等）を鑑みればセルフレジの販売経路は必須要素となりつつある。将来的には人手不足の深刻化等に伴い、店舗の無人化・自動化への環境整備への期待も高まっていくだろう。

今回、本ガイドラインにおいては主にコンビニを想定した、セルフレジ等をはじめとするデジタルでの年齢確認方法を整理したものはあるが、小売業全体にも十分に応用が可能と考える。今まさに進む企業のDX化において、本ガイドラインが、セルフレジ等をはじめとする省人化対応の一助となり、社会的課題の解決に取り組みやすくなることを期待する。

---

<sup>14</sup> アルコールについては致酔性や習慣性を有する飲料であり、2010年には、WHOにおいて、「アルコールの有害な使用を低減するための世界戦略」が採択されるなど、その販売・管理の在り方については、世界的に厳しい目が向けられている。このため、アルコール健康障害や飲酒運転への対応を適切に行う観点から、実効性の高い確認方法が求められている点に留意する必要がある。

J F A「酒類・たばこの年齢確認に関するデジタル認証検討会」名簿

《委員名簿》

(敬称略・順不同)

No	所属・役職	氏 名	備 考
1	(株) ローソン インキュベーションカンパニー デジタルソリューション推進部 マネジャー	笠井 玲子	座 長
2	(株) セブン-イレブン・ジャパン オペレーションサポート部 オペレーション企画 副総括マネジャー	橋本 祐輔	
3	(株) ファミリーマート 店舗業務企画本部 店舗運営業務部 部長	大泉 政博	
4	ミニストップ (株) デジタル推進本部 店舗システム部 部長	根本 寛之	
5	(一社) 日本フランチャイズチェーン協会 専務理事	大日方 良光	

《有識者名簿》

(敬称略・順不同)

No	所属・役職	氏 名	備 考
1	明治大学 総合数理学部 先端メディアサイエンス学科 専任教授	菊池 浩明	
2	慶応義塾大学 大学院 法務研究科 教授	山本 龍彦	
3	(株) 日本総合研究所創発戦略センター シニアスペシャリスト	若目田 光生	